

学校給食用等政府備蓄米交付要領

制定：平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知

一部改正：平成 22 年 8 月 12 日付け 22 総食第 448 号総合食料局長通知

一部改正：平成 22 年 10 月 29 日付け 22 総食第 651 号総合食料局長通知

一部改正：平成 23 年 9 月 1 日付け 23 総食第 1115 号総合食料局長通知

一部改正：平成 27 年 9 月 28 日付け 27 食第 96 号政策統括官通知

一部改正：令和元年 5 月 7 日付け元政統第 18 号政策統括官通知

一部改正：令和 2 年 5 月 26 日付け 2 政統第 416 号政策統括官通知

一部改正：令和 2 年 8 月 27 日付け 2 政統第 1018 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1926 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 3 月 26 日付け 2 政統第 2626 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 6 月 29 日付け 3 政統第 915 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2102 号農産局長通知

一部改正：令和 4 年 6 月 15 日付け 4 農産第 1166 号農産局長通知

一部改正：令和 5 年 3 月 30 日付け 4 農産第 5361 号農産局長通知

一部改正：令和 5 年 12 月 27 日付け 5 農産第 3500 号農産局長通知

一部改正：令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農産第 4897 号農産局長通知

一部改正：令和 6 年 8 月 30 日付け 6 農産第 2103 号農産局長通知

一部改正：令和 6 年 11 月 29 日付け 6 農産第 3125 号農産局長通知

一部改正：令和 7 年 7 月 7 日付け 7 農産第 1637 号農産局長通知

第 1 目的

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀の備蓄制度に対する理解促進及びごはん食を通じた食育の推進を図るため、児童・生徒・幼児等に対し、政府が備蓄する米穀（以下「政府備蓄米」という。）について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 49 条第 1 項、主要食糧の需給及び価格に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）第 15 条第 1 項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 29 条の規定に基づく交付を行う。

第 2 交付の種類

本要領に定める政府備蓄米の交付は、食糧法第 49 条第 1 項に基づく無償での交付（以下「無償交付」という。）及び 1 年目に無償交付された政府備蓄米を米粉パン等（米を原材料として製造されたパン又はめんをいう。以下同じ。）として使用した場合の 2 年目の上乗せ措置としての低価による販売（以下「有償交付」という。）の 2 種類とする。

第 3 交付対象者の要件

- 1 本要領の定めにより交付される米穀（以下「交付米穀」という。）の交付対象者は、以下の(1)から(3)までに掲げる者とする。
 - (1) 都道府県学校給食会、都道府県、市区町村、国立大学法人及び学校法人等（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人、構造改革特別区域法（平成 14 年法

律第 189 号)第 12 条に規定する学校設置会社、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)附則第 6 条に規定する私立幼稚園を設置する者を含む。以下同じ。)

ただし、保育所等(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所(以下「保育所」という。))及び同法第 59 条第 1 項に規定する施設(第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものに限る。)であって同法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に届け出たもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)をいう。)のうち保育所及び認定こども園は市区町村とし、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を届け出た施設は、都道府県、指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に定めるものをいう。)、中核市(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定めるものをいう。))及び地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき、都道府県から当該施設の事務処理の特例を受けている市町村とする。

(2) こどもに食事を提供する団体又はこどものいる家庭に食材を提供する団体(以下「食事食材提供団体」という。)のうち次のアからウのいずれかの団体とする。

ア 地域のボランティア等がこどもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や共食の機会を提供する取組を行う団体

イ こどものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭(以下「子育て家庭」という。)に直接、無料又は安価で食事や食材を提供する取組を行う団体

ウ 社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体

(3) 主として、食品関連事業者等(以下「事業者等」という。)から未利用食品等の寄附を受けて、主に食事食材提供団体その他食事又は食材を提供する取組を行う団体(以下「直接提供団体」という。)に食品を無償で提供するための活動を行う団体(以下「フードバンク」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 法人格を有すること。

イ 事業者等から未利用食品等の寄附を受け、直接提供団体に食品を提供する取組を、第 7 の 1 の規定による交付申請の日から起算して過去 1 年以上継続して実施していること。

ウ 「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。

エ 都道府県、市区町村等と連携した取組を行っている、又は食品廃棄物等多量発生事業者(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)第 9 条第 1 項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。以下同じ。)から未利用食品等の寄附を直接受けて食品を提供していること。

2 次に掲げる者については、1 の規定にかかわらず、交付対象者とししない。

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあると客観的な資料により認められる者

(2) 本要領に定める政府備蓄米の交付手続きにおける申請に虚偽事項が認められるなど、米穀の交付先として不適當であると農産局長が認めた者

(3) 第 10 の 3 の措置を受けた者

第4 交付の要件及び交付数量

交付対象者は、以下の要件を満たす場合に無償交付又は有償交付を受けることができる。

1 無償交付

米穀の備蓄制度に関する教育及びごはん食（ごはん（食用に炊飯又は加工された米穀をいう。以下同じ。）により提供する食事（弁当、米粉パン等により米穀を提供する方法を含む。）をいう。以下同じ。）を通じた食育を目的とする以下の（1）から（5）までに掲げるいずれかの用途及び用途別に定められた要件を満たす場合に限るものとする。

（1）学校等給食用

ア 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、中等教育学校の後期課程、高等学校（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間課程を置く高等学校を除く。）、高等専門学校及び大学を除く。）及び保育所等（以下「学校等」という。）において提供される給食（以下「学校等給食」という。）用として使用すること。

イ 米飯給食（米粉パン等を使用した給食を含む。以下同じ。）の実施予定回数を、前年度よりも増加させること。

ただし、無償交付を申請する日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度内に無償交付を受けた場合にあっては、当該実施予定回数が、当該期間内に本要領に基づき行った無償交付の申請に係る米飯給食の実施予定回数の最も多いものを上回らない場合は対象としない。

ウ 各学校等別交付数量は、各学校等で前年度より増加させる米飯給食の実施予定回数分の米穀使用量の全量以下とする。

ただし、無償交付を申請する日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度内に無償交付を受けた場合にあっては、当該期間内に本要領に基づき行った無償交付の申請に係る米飯給食の実施予定回数の最も多いものが、前年度の実施回数を上回っている場合は、前者と比較して増加する米飯給食の実施予定回数分の米穀使用量の全量以下とする。

（2）調理実習等学習教材用

ア 管内の学校等における学習活動の中で調理実習等学習教材用として、米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用すること。

イ 各学校等別交付数量は、アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

（3）試食会用

ア 管内の学校等において幼児、児童、生徒、保護者、教職員、栄養士及び給食調理員等を対象として、米飯給食を推進することを目的に政府備蓄米の試食会用として使用すること。

イ 各学校等別交付数量は、アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

（4）食事食材提供団体における食育用

ア 食事食材提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはんとして提供する、又は子育て家庭に直接配付するこ

と。

イ 食事又は食材の提供を行う場所で、又はこれらを直接受け取る者に対して、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。

ウ 政府備蓄米を使用したごはんの提供を行う場合には、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成 30 年 6 月 28 日付け子発 0628 第 4 号・社援発 0628 第 1 号・障発 0628 第 2 号・老発 0628 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知）で示す衛生管理のポイント等（以下「衛生管理のポイント等」という。）に基づき衛生管理に取り組むこと。

エ 政府備蓄米の保管及び管理は、高温、多湿及び直射日光を避け、清潔な場所で行うこと。

オ 交付数量は、食事食材提供団体ごとに、又は、食事食材提供団体の長が活動する地域ごとに 1 交付申請につき 600kg 以下とする。

ただし、農産局長が特に認める場合にあってはこの限りではない。

カ 交付申請を行うことができる回数は、食事食材提供団体ごとに、又は、食事食材提供団体の長が活動する地域ごとに 1 年度につき 5 回までとする。

ただし、農産局長が特に認める場合にあってはこの限りではない。

(5) フードバンクにおける食育用

ア フードバンクにおいて、食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としない直接提供団体に政府備蓄米を提供すること。

イ 政府備蓄米を提供するに当たっては、直接提供団体に対し、食育の取組に資する情報提供に努めること及び食育の取組の実施状況が分かる資料、写真等を 5 年間保管することを求めること。

ウ 事務の適切な管理体制及び処理能力を有する直接提供団体に政府備蓄米を提供すること。

エ 交付数量は、フードバンクごとに、直接提供団体への提供に当たって必要な米穀の数量から、フードバンクが自ら調達する米穀の数量を差し引いた数量とする。ただし、農産局長が特に認める場合を除き、1 年度内の交付数量の総量について、前年度の食品の取扱実績の 1/5 又は 50 トンのうち、いずれか少ない数量を超えることはできない。

オ 交付単位数量（交付申請に当たって取りまとめる単位の数量をいう。以下同じ。）は 1 トンとする。

ただし、農産局長が特に認める場合にあってはこの限りではない。

2 有償交付

(1) 学校等給食の米粉パン等用として使用すること。

(2) 交付対象者が交付年度の前年度に、本要領に基づき無償交付された政府備蓄米で米粉パン等を製造し、又は製造を委託し、学校等給食用に使用した実績があること。

(3) 各学校等別交付数量は、前年度に学校等給食の米粉パン等用として無償交付を受けた数量の全量以下とする。

第5 交付期間

本要領に定める政府備蓄米の交付の実施期間は、それぞれ1年度内とする。

第6 交付数量等の通知

農産局長は、必要に応じ、第4の1の(1)から(4)まで及び2に定める用途における学校等・食事食材提供団体における交付米穀の総量及び交付米穀の年産を定め、様式1号により関係省庁及び関係機関並びに北海道農政事務所長、各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に通知する。

また、フードバンクにおける食育用の交付米穀については、随時、交付を行う政府備蓄米の数量（以下「交付可能数量」という。）を農産局長が定め、農林水産省のWEBサイトに掲載する。

第7 交付申請及び交付審査・決定等

1 交付申請

(1) 政府備蓄米を第4の1の(1)から(3)までに定める用途（以下「学校等用」という。）で交付を受けようとする都道府県学校給食会代表者、都道府県知事、市区町村長、国立大学法人の長又は学校法人等の長（以下「学校等用交付申請者」という。）及び第4の1の(4)に定める用途で無償交付を希望する食事食材提供団体の長は、交付申請数量を30kg単位で取りまとめ、政府備蓄米交付申請書（様式2号。以下「交付申請書」という。）を農産局長に提出する。

(2) (1)の提出は、当該学校等又は食事食材提供団体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長及びその他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）を経由して行うものとする。

なお、食事食材提供団体の長は、別表の左欄に掲げる地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において同表の右欄に掲げる地域を担当する地方参事官又は地方調整官（以下「地方参事官等」という。）を経由して提出することができる。

(3) 学校等用交付申請者は、(1)の提出に当たり、交付米穀の交付を受けようとする各学校等（以下「交付申請校」という。）別に、様式2号一別紙1から別紙3までを添付する。

(4) 無償交付を希望する食事食材提供団体の長は、交付申請書（別紙1、2、3、4－②、4－1－②、5、6及び7を除く。以下この(4)において同じ。）を提出する。

なお、食事食材提供団体の長からの交付申請を取りまとめる中間団体（第3の2に該当しない者に限る。）の長は、食事食材提供団体の長に代わって交付申請書を提出することができる。この際、中間団体の長は、取りまとめた食事食材提供団体の一覧を交付申請書に添付するものとする。

(5) 過去に無償交付を受けた実績があり、適切な使用が見込まれる者として農産局長が認める食事食材提供団体の長にあっては、直近に交付された政府備蓄米に係る使用報告を終えていない場合であっても、おおむね2か月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告（第13の1に規定する使用報告書の様式を使用する。）を提出することで、(9)の規定にかかわ

らず、(1)の交付申請を行うことができる。

- (6) (4)の場合であって、食事食材提供団体が複数の地域において活動するときは、当該食事食材提供団体の地域別の体制が整備されている場合に限り、当該食事食材提供団体の長は、活動する地域ごとに交付申請書を提出することができる。この場合において、2以上の地方農政局等の管轄区域で活動する食事食材提供団体の長は、地方農政局長等を経由せずに交付申請書を農産局長に提出することができる。
- (7) その他、無償交付を受けることが適切であると農産局長が認める場合にあっては、食事食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。
- (8) (1)の交付申請を行おうとする学校等用交付申請者は、過去に交付実績があるにもかかわらず、第13の1に基づく農産局長に対する使用報告を怠った場合その他の本要領に違反している場合にあっては、当該年度の交付申請を行うことができないものとする。
- (9) (1)の交付申請を行おうとする食事食材提供団体の長は、過去に無償交付を受けた実績がある場合であって、交付された政府備蓄米の使用を終えていないとき、第13の1に基づく使用報告を行わなかったとき、農産局長が第13の1に基づく使用報告の内容に不備があると判断し、必要な補正を求めてもその不備が補正されないときその他の本要領に違反するときは、新たに交付申請を行うことができないものとする。
- (10) (6)の提出を行う食事食材提供団体の長については、当該地域ごとに(5)及び(9)の規定を適用する。
- (11) 政府備蓄米を第4の1の(5)に定める用途で無償交付を希望するフードバンクの長は、交付申請数量を交付単位数量で取りまとめ、交付申請書（別紙1、2、3、4－①、4－1－①、5、6及び7を除く。）を農産局長に提出する。
- (12) (11)の提出は、フードバンクが所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。
- (13) (5)及び(9)の規定は、(11)に規定するフードバンクの長の交付申請について準用する。
- (14) 2により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書に記載した内容の根拠となる資料を5年間保存するものとする。

2 交付審査・決定

- (1) 交付申請書の提出を受けた農産局長は、確認基準（別紙1）に基づき審査を行う。
- (2) (1)の審査において、農産局長又は地方農政局長等は、交付申請に係る食事食材提供団体又はフードバンクの活動実態等を把握するため、必要に応じて食事食材提供団体又はフードバンクが所在し、又は活動している市区町村等に照会を行うことができる。
- (3) 農産局長は、交付米穀の総量及び交付可能数量の範囲内で交付決定を行う。交付決定をした場合には、交付申請者に学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書（様式3号。以下「交付決定書」という。）を送付して、必要に応じ、次に掲げる事項を通知する。
 - ア 年産、産地、品種銘柄、等級及び包装別の交付数量
 - イ 引渡しを行う受託事業体（政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を委託された者をいう。以下同じ。）
 - ウ 交付米穀の引渡方法

エ その他必要な事項

- (4) (3)の通知は、学校等にあつては地方農政局長等を経由して行うものとし、食事食材提供団体又はフードバンクにあつては地方農政局長等を経由して行うこともできるものとする。

3 公表

農産局長は、2の(3)の食事食材提供団体又はフードバンクにおける食育用に係る交付決定を通知した後、交付決定者や交付数量等の交付決定の内容について、農林水産省のWEB サイトにおいて公表を行うものとする。

4 交付申請の変更

- (1) 交付決定者は、被災による学校閉鎖等により交付決定数量の変更又は辞退をしようとするときは、学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（様式4号。以下「交付変更等申請書」という。）を農産局長に提出する。
- (2) (1)の提出は、当該学校等、食事食材提供団体又はフードバンクが所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。なお、食事食材提供団体の長に限り、地方参事官等を経由して提出することができる。
- (3) (2)の規定にかかわらず、2以上の地方農政局長等の管轄区域で活動する食事食材提供団体の長は、農産局長に(1)の提出をすることができる。
- (4) 交付決定数量の変更又は辞退に係る手続は、2の規定を準用する。この場合において、「交付申請書」とあるのは「交付変更等申請書」と、「交付決定」とあるのは「変更又は辞退の承認」と、「学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書（様式3号）」とあるのは「学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（様式5号）」と読み替えるものとする。

5 有償交付の手続

(1) 有償交付の指示

農産局長は、有償交付を行う場合は、受託事業体に、学校等用政府備蓄米交付売買契約等指示書（様式6号。5において「売買契約等指示書」という。）により、交付米穀の引渡しを指示する。

(2) 有償交付価格

農産局長は、有償交付価格（単価）を定め、受託事業体に提示する。

(3) 売買契約

ア 農産局長は、受託事業体に対し、交付決定者と売買契約を締結させる。この場合において、受託事業体と交付決定者との間で、売買契約等指示書に定める必要な事項を約定させるものとする。

イ 受託事業体は、アの売買契約を締結した場合は、遅滞なく農産局長に報告する。

第8 交付米穀の引渡し

1 無償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

- (1) 農産局長は、受託事業体に、学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付引渡決定通知書（様式7-1号。以下「引渡決定通知書」という。）により、交付

米穀の引渡しを指示する。

- (2) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

2 有償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

- (1) 交付決定者は、第7の5の(3)の売買契約を締結した後、学校等における政府備蓄米引渡申出書（様式7－2号。以下「引渡申出書」という。）を受託事業体に提出する。
- (2) (1)の引渡申出書を受領した受託事業体は、学校等における政府備蓄米交付引渡申請書（様式7－3号。以下「交付引渡申請書」という。）を農産局長に提出する。
- (3) 農産局長は、交付引渡申請書を提出した受託事業体に対して、納入告知書を発行する。
- (4) 受託事業体は、(3)の納入告知書により、農産局長に販売代金を納付する。
- (5) 農産局長は、当該受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書を受託事業体に交付する。
- (6) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。
- (7) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

第9 交付決定者の採るべき措置

- 1 交付決定者は、引渡しを受けた米穀を学校等若しくは共同調理場若しくはそれらの設置者（以下「設置者等」という。）に引き渡すとき又は加工（とう精又は米加工食品の製造をいう。以下同じ。）若しくは炊飯を委託するときは、当該引渡し又は委託に係る契約書若しくは誓約書等の提出により、当該玄米、精米又は米加工食品及び委託炊飯に係る米飯がその交付を受けた用途に全量供されるよう厳正な措置をとらなければならない。
- 2 交付決定者は、自らが交付米穀の引渡し又は加工を委託した者（以下「引渡等受託者」という。）及び設置者等に対し、当該米穀及び米加工食品の使用状況が常に明確であるようにさせなければならない。
- 3 交付決定者は、食事提供又は食材提供に付随し、商品又はサービスの販売、提供、宣伝等の営利活動を行ってはならない。
- 4 交付決定者、引渡等受託者及び設置者等（以下「交付米穀取扱者」という。）は、交付米穀及び交付米穀から製造した製品（以下「交付米穀等」という。）について、これを転売し、又は貸付けてはならない。

第10 要領違反等の場合の措置

農産局長は、本要領に定める政府備蓄米の交付手続において要領違反等が生じた場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等及び関係者に通知するものとする。

- 1 地方農政局長等は、次の(1)又は(2)に掲げる事実が判明したときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。
 - (1) 学校等用として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合
 - (2) 交付米穀の交付を受けた学校等（以下「交付対象校」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合
- 2 農産局長は、1の報告を受けたとき、又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実が判明したときは、その内容を審査することとする。
 - (1) 食事食材提供団体における食育用又はフードバンクにおける食育用として交付した米穀から不当に利益を得た場合、転売又は転売を目的とする者への譲渡を行った場合、貸し付けた場合等
 - (2) 交付米穀の交付を受けた食事食材提供団体又はフードバンク（以下「交付対象施設」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合
- 3 農産局長は、2により審査した結果に基づき、以下の措置を講ずる。
 - (1) 1の(1)及び2の(1)に掲げる場合については、その原因が交付決定者の責めに帰すものと認めたときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の主食用政府売渡価格（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を交付決定者から徴収すること
 - (2) 1の(2)及び2の(2)に掲げる場合については、交付決定者から当該交付対象校又は当該交付対象施設に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の主食用政府売渡価格を乗じて得た額を交付決定者から徴収すること
- 4 農産局長は、3の(1)又は(2)により徴収を行う場合においては、納付期限を徴収の通知をした日から20日以内とし、以下の加算金及び延滞金を徴収する。
 - (1) 3の(1)に掲げる場合にあつては、徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年10.95パーセントの割合で計算した加算金
 - (2) 3の(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、納付期限内に納付がない場合に、未納に係る徴収金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金

第11 指導監督等

1 指導監督

農産局長又は地方農政局長等は、必要があると認めるときは、随時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして諸帳簿等の調査を行い、交付米穀等の受払い使用状況につき指導監督することができる。なお、交付米穀取扱者のうち交付決定者に対して指導監督した場合は、当該交付決定者は、指導監督に基づく措置を講ずるまでの間は、新たな交付申請を行うことができないものとする。

2 使用確認等調査

農産局長は、第13の1により提出された政府備蓄米の使用報告書の内容確認及び無償交付された政府備蓄米の使用確認等の調査（以下「使用確認等調査」という。）に係る業務を第

三者機関（以下単に「第三者機関」という。）に委託することができる。

第 12 交付決定者等の協力義務

交付決定者及び中間団体の長は、次の場合において農産局長、地方農政局長等及び第三者機関に協力しなければならない。

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について農産局長及び地方農政局長等が指示した場合
- (2) 第 11 の 1 により農産局長が調査、報告を求めた場合
- (3) 第 11 の 2 により第三者機関が使用確認等調査を行う場合

第 13 報告

- 1 交付決定者は、次に掲げる期間内に、交付対象校又は交付対象施設ごとの政府備蓄米の使用報告書（無償交付学校等給食用については様式 8－1 号、無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用については様式 8－2 号、食事食材提供団体における食育用については様式 8－3 号－①、フードバンクにおける食育用については様式 8－3 号－②、有償交付については様式 8－4 号。以下この 1 において同じ。）を取りまとめ、農産局長に提出する（中間団体が食事食材提供団体の交付申請を取りまとめた場合については、中間団体が当該使用報告書を取りまとめの上提出する。）。

また、申請当初の実施計画を実施できなくなった場合には、速やかに学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米未使用報告書（様式 8－5 号）を農産局長に提出するものとする。

なお、食事食材提供団体の長又はフードバンクの長にあつては、政府備蓄米の使用を完了する前に使用報告書の提出を行った場合又は政府備蓄米未使用報告書を提出した場合であっても、その使用が完了した場合は、(1)の規定に準じて、改めて使用報告書を提出するものとする。

- (1) 交付を受けた政府備蓄米の使用が完了した場合は、完了した日から 1 か月以内
- (2) 交付を受けた政府備蓄米について、交付決定日から 1 年を経過しても使用が完了していない場合は、交付決定日の 1 年後から 1 か月以内
- 2 1 の提出は、交付申請が地方農政局長等を経由して行われた場合には、地方農政局長等を経由して行うものとする。
- 3 1 の報告を受けた農産局長は、第 10 の 1 又は 2 に掲げる事実を確認した場合は、第 10 の 3 に基づき必要な措置を講じる。ただし、当該事実がやむを得ない事情によるものと認められる場合は、第 7 の 1 の (1) の交付申請書の内容のとおり実施したものとみなすとともに、未使用交付米穀につき学校等用、食事食材提供団体における食育用又はフードバンクにおける食育用として適正な使用が見込まれる場合は、当該米穀の返納を要しないものとし、その旨を学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米未使用等許諾承認書（様式 8－6 号）により交付決定者に通知する。
- 4 1 の報告は、農産局長又は地方農政局長等が必要と認めた場合は、交付決定者に対し随時求めることができる。

- 5 交付決定者は、使用報告書に記載した内容の根拠となる資料を5年間保存するものとする。

第14 業務委託

農産局長は、第11の2に規定するもののほか、第7の1の交付申請の受付その他農産局長が必要と認める本要領に係る業務の一部を第三者機関に委託することができる。

附 則（令和6年3月29日付け5農産第4897号）

- 1 この通知は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 令和5年度までに令和5年12月27日付け5農産第3500号農産局長通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第7の2の（3）の交付を受けた者が行う申請に限り、当分の間は、当該要領第7の1の（3）の交付申請を農産局長に行うことができる。
- 3 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（以下「改正前要領」という。）第7の1の規定による交付申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 改正前要領第13の規定により、この通知の施行前に改正前要領第7の規定による交付決定を受けた者が行う当該交付決定に係る報告の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正前要領第13の1の規定により、当該者が提出する当該交付決定に係る報告書については、この通知による改正後の様式を用いることができる。

附 則（令和6年8月30日付け6農産第2103号）

- 1 この通知は、令和6年9月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知。以下「改正前要領」という。）第7の1の規定による交付申請の取扱いについては、なお従前の例によることができる。
- 3 改正前要領第13の規定により、この通知の施行前に改正前要領第7の規定による交付決定を受けた者が行う当該交付決定に係る報告の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正前要領第13の1の規定により、当該者が提出する当該交付決定に係る報告書については、この通知による改正後の様式を用いることができるほか、提出の時期を改正後の時期とすることができる。

附 則（令和6年11月29日付け6農産第3125号）

- 1 この通知は、令和6年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知。以下「要領」という。）（以下「改正前要領」という。）第7の1の規定による交付申請の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

- 3 この通知による改正後の要領（以下「改正後要領」という。）第 7 の 1 の規定及び様式にかかわらず、当分の間は、改正前要領第 7 の 1 の規定及び様式による交付申請を行うことができる。
- 4 改正後要領の様式にかかわらず、フードバンクにおける食育用を除き、当分の間は、玄米による交付の申請を行うことができる。この場合において必要な手続については、改正後要領の様式中交付数量の項目に、玄米の数量を記載して行うものとする。
- 5 この通知の施行前に改正前要領第 7 の 2 の規定による交付決定を受けた者が行う当該交付決定に係る報告の取扱いについては、改正後要領第 13 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 令和 6 年度における改正後要領第 4 の 1 の（4）の力の交付申請を行うことができる回数の取扱いについては、改正前要領第 7 の 1 の規定により令和 6 年度に交付申請を行った団体は、食事提供団体として交付申請を行った回数又は食材提供団体として交付申請を行った回数のいずれか多い回数改正後要領の規定による令和 6 年度の交付申請を行ったものとみなす。
- 7 改正後要領第 7 の 1 の（1）の規定における交付申請に当たって取りまとめる単位の数量の取扱いについては、当分の間は、30kg とする。

附 則（令和 7 年 7 月 7 日付け 7 農産第 1637 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知。以下「要領」という。）（以下「改正前要領」という。）第 7 の 1 の規定による交付申請の取扱いについては、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の要領の様式にかかわらず、当分の間は、改正前要領の様式による交付申請を行うことができる。

別表

地方農政局等	地域
東北農政局	青森県
	岩手県
	宮城県
	秋田県
	山形県
	福島県
関東農政局	茨城県
	栃木県
	群馬県
	埼玉県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	山梨県
	長野県
	静岡県
北陸農政局	新潟県
	富山県
	石川県
	福井県
東海農政局	岐阜県
	愛知県
	三重県
近畿農政局	滋賀県
	京都府
	大阪府
	兵庫県
	奈良県
	和歌山県
中国四国農政局	鳥取県
	島根県
	岡山県

	広島県
	山口県
	徳島県
	香川県
	愛媛県
	高知県
九州農政局	福岡県
	佐賀県
	長崎県
	熊本県
	大分県
	宮崎県
	鹿児島県
北海道農政事務所	札幌地域
	函館地域
	旭川地域
	釧路地域
	帯広地域
	北見地域

「様式 1 号」

番 号
年 月 日

関係省庁

関係機関

地方農政局長

殿（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

農林水産省農産局長

令和〇〇年度における学校等・食事食材提供団体における政府備蓄米交
付数量等について

このことについて、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21
総食第 47 号総合食料局長通知）第 6 の規定に基づき、令和〇〇年度における交付米穀
の総量及びその他の必要事項を下記のとおり定めましたので、御了知願います。

記

1 〇〇年度交付米穀の総量

- （1）無償交付 〇〇年産米 〇, 〇〇〇玄米トン
- （2）有償交付 〇〇年産米 〇, 〇〇〇玄米トン

2 その他

注：本通知を受けた地方農政局長等は、都道府県学校給食会、都道府県等に通知する
ものとする。

「様式 2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事食材提供団体の長
フードバンクの長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申
請書（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の(1)の規定に基づき、学校等、食事食材提供団体及びフードバンクにおいて政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙 2 の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、（注 1）政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを申請した用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

1 交付申請数量 精米〇〇キログラム

2 添付書類

（1）無償交付申請

①用途（様式 2 号－別紙 1）

②学校等における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 2）

④食事食材提供団体における食育用として使用する場合には、こどもにごはん食

の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－①）

- ⑤フードバンクにおける食育用として使用する場合には、交付申請数量が直接提供団体に提供するために必要とする数量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－②）
- ⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式 2 号－別紙 5）
- ⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式 2 号－別紙 6）

（2）有償交付申請

- ①申請数量根拠（様式 2 号－別紙 3）
- ②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
- ③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第 4 の 1 の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式 2 号－別紙 7）

- （注） 1. 食事食材提供団体及びフードバンクにあつては、下線部分を記載する。
2. 地方自治法第 252 条 17 の 2 に規定する特例を受けている市町村にあつては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

「様式2号－別紙1」

1 学校等政府備蓄米交付申請数量

	学校等 区分	学校等数	給食等 予定人員	1人1食 当たり 給食等量	給食等 予定延べ 人員	増加数量	申請数量
学 校 等 給 食 用	計算式		①	②	③＝①× 増加回数	④＝ ②×③	⑤≦④
	小学校	校 ()	人 ()	精米 g ()	人 ()	精米 kg ()	精米 kg ()
	中学校	()	()	()	()	()	()
	夜間学校	()	()	()	()	()	()
	特別支援 学校	()	()	()	()	()	()
	幼稚園	()	()	()	()	()	()
	保育所等	()	()	()	()	()	()
	その他 ()	()	()	()	()	()	()
	小 計						()
	交付申請数量小計						kg ()
調 理 実 習 等 学 習 教 材 用	小学校	校					精米 kg
	中学校						
	夜間学校						
	特別支援 学校						
	幼稚園						
	保育所等						

及 び 試 食 会 用	その他 ()			
	小 計			
	交 付 申 請 数 量 小 計			
交 付 申 請 数 量 合 計				kg ()

2 学校給食用等の配送先情報

宛先名称	
住 所 電話番号	〒
担当者名 電話番号	
政府備蓄米の 使用開始予定	年 月 旬 頃

- (注) 1. 給食等延べ人員欄には、各校等における増加回数に給食等予定人員を乗じた学校等区分別の延べ人数を記載する。
2. 学校等給食用の各欄及び交付申請数量合計欄の()内には、米粉パン等用の数量等を記載する。
3. 夜間学校とは夜間課程を置く高等学校をいう。
4. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右欄外に都道府県名を記載すること。
5. 給食予定人員欄、1人1食当たり給食量欄及び給食予定延べ人員欄に給食とあるのは、調理実習等学習教材用、試食会用の場合には、調理実習等、試食会とする。
6. 申請数量は30kg単位を基本とすること。
7. 申請は精米のみとする。
8. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定される義務教育学校、中等教育学校(後期課程を除く。)のいずれであるかを括弧内に記載すること。
9. 配送先は申請する学校等ごとに1箇所とする。ただし、申請者が複数の学校等を束ねて申請する場合は、1申請につき1箇所とする。

「様式2号-別紙2」

[illegible]

(注)1. 用途欄は、ア学校等給食用、イ調理実習等学習教材用、ウ試食会用の別を記入する。

2. 米粉パン等用の数量等は、学校ごとに別行で記入する。

3. ③の前回交付年度については、交付を受けた実績がある場合に記入し、④の前年度を上回る場合には、増加回数は⑥＝⑤－③とする。

4. 学校等給食用にあっては、米飯給食回数欄それぞれの月別回数の実績及び計画を添付する。また、調理実習等学習教材用、試食会、それぞれの使用計画を添付する。

5. 給食等予定人員欄、1人1食当たり給食等量欄及び給食等予定延べ人員欄に給食等とあるのは、調理実習等学習教材用、試食会用とし、それぞれの1人1食当たりの数量が分かる書類を添付する。

「様式2号-別紙3」

[illegible]

(注)1. 学校等区分欄は、ア小学校、イ中学校、ウ夜間学校、エ特別支援学校、オ幼稚園、カ保育所等、キその他の別を記入する。

2. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右上欄外に都道府県名を記載すること。

3. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される義務教育学校、中等教育学校（後期課程を除く。）のいずれであるかを括弧内に記載すること。

4. 申請数量は、前年度の交付を受けた数量の全量以下とすること。

食事食材提供団体政府備蓄米使用計画書

1. 食事食材提供団体に関する事項

①団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入してください。 ※2 交付要領第 7 の 1 の(6)に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合は、団体の名称の後に地域名を括弧書きしてください。	団体の名称 団体の長の氏名	これまでの 交付決定の 有・無	有・無
②団体の所在地、電話番号等		〒 住所： 建物名・部屋番号、宛名等： T E L： 担当： （※配送時の緊急連絡先（担当者及び電話番号）を記載）	
③配送先住所、電話番号等 ※交付決定後は変更できません。	☐ 同上（②と同じ） 〒 住所： 建物名・部屋番号、宛名等： T E L： 担当： （※配送時の緊急連絡先（担当者及び電話番号）を記載）		
④団体種別 ※いずれか一つに✓を入れてください。	☐ 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） ☐ N P O 法人（特定非営利活動法人） ☐ 一般法人（一般社団法人、一般財団法人、株式会社等） ☐ その他の法人（ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人） ☐ 任意団体		
⑤事務担当者の連絡先 ※書類審査、交付決定の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入してください。	事務担当者名： T E L： メールアドレス：		

- (注) 1. 「③配送先住所、電話番号等」の欄については、「②団体の所在地、電話番号等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。
2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式 3 号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。
3. 交付された政府備蓄米の使用が終了してから 1 年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

2. 食事食材提供団体において、政府備蓄米を使用する計画を作成してください。

※「食事提供」とは、ごはんとして提供する場合、「食材提供」とは米穀を食用に炊飯又は加工せず精米のまま食材として配付する場合があります。

①こども（0～18歳）等の1人あたりに使用する数量 (参考) ・こども1人の1食当たりの精米数量(65～110g)	②開催1回あたりに提供するこども等の人数	③提供の回数	④数量 (①×②×③) (注) 申請数量は、30kg(配送単位)の倍数として上限は600kgとする。
【食事提供分】 g	人	回	(注) 食事提供分の数量は120kgまでに限る。 精米 kg
【食材提供分】 kg	人	回	精米 kg
			【申請数量(食事提供分と食材提供分の合計)】 精米 kg
⑤開催場所及び提供期間 1 食事提供又は食材提供の開催場所及びその所在地： (例 ○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 建物名) ※複数の場合は代表的な場所を記載してください。 2 提供期間： (例 ○年○月～○月)			

- (注) 1. ①の欄は、【食事提供分】はこども等1人の1食当たりの数量(原則65～110gの範囲の数値)、【食材提供分】はこども等の1人あたりに配付する数量(5kg以下の数値)を記入してください。
2. ②の欄は、政府備蓄米の提供予定のこども等の実数を記入してください。
3. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数(開催予定回数)を記入してください。
4. ④の欄は、食事提供分と食材提供分でそれぞれ計算し、合計して申請数量として30kg単位の数量を記入してください。
5. ⑤の欄は、食事提供又は食材提供を行うそれぞれ実際の開催場所、提供期間を記入してください。

3. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) 活動の状況が分かるもの	① 食事提供や食材提供の開催についての案内	直近の食事提供や食材提供の開催を周知しているチラシ、SNS、ホームページ、ポスター、広報誌等を提出してください。
	② 食育の取組内容が分かるもの	食事提供や食材提供する際、食育の取組として使用する「ごはん食の魅力を伝える」、「ごはんの重要性」などごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなどを提出してください。
(2) 誓約書 ※省略不可	様式2号－別紙4－1－①	内容をよくご確認いただき、提出してください。なお、署名は不要です。
	(別添) 食事食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。

(注) 2回目以降の申請の場合、変更がなければ(1)の添付資料は省略することができます。ただし、変更がある場合は再度提出してください(開催案内については、開催日付などの軽微な変更であれば再度の提出は不要です)。

4. 公的機関等との関わり

(※初めて申請する場合にのみ記載してください。)

行政機関、社会福祉協議会等（＊）からの支援、連携等の内容 ＊国、都道府県、市区町村やその出先機関、関連施設、公立学校、公立病院、社会福祉協議会等 ※該当する箇所に✓を入れてください。	☐ 食事提供、食材提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 （例：開催周知、食材調達、人材確保など） ☐ 市区町村等のこども食堂ネットワークに加入している又はこども食堂マップ等に記載されている。 ☐ 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している（申請時現在、既に受託し、現在実施している事業の名称を記載してください）。 事業名： ☐ その他（内容を具体的に記載）
	※上記に記載した関わりのある公的機関等の名称、担当部署名、連絡先

1. フードバンクに関する事項

①団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式２号」の申請者名と同じ名称を記入してください。	団体の名称 団体の長の氏名	これまでの交付決定の有・無	有・無
②団体の所在地、電話番号等	〒 住所： 建物名・部屋番号、宛名等： ＴＥＬ： 担当：（※配送時の緊急連絡先（担当者及び電話番号）を記載）		
③配達先住所、電話番号等 ※交付決定後は変更できません。	☐ 同上（②と同じ） 〒 住所： 建物名・部屋番号、宛名等： ＴＥＬ： 担当：（※配送時の緊急連絡先（担当者及び電話番号）を記載）		
④団体種別 ※いずれか一つに✓を入れてください。	☐ 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） ☐ ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人） ☐ 一般法人（一般社団法人、一般財団法人等） ☐ その他の法人（ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人）		
⑤事務担当者の連絡先 ※書類審査、交付決定の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入してください。	事務担当者名： ＴＥＬ： メールアドレス：		

2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式3号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。

26

2. 地方公共団体等との関わり

①都道府県、市区町村等と連携した取組の内容 ※該当する箇所に✓を入れてください。	☐ 食品等の提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など) ☐ 食品等の提供に関する委託事業又は補助事業を実施している。 (申請時現在、既に受託し、現在実施している事業の名称を記載してください。) 事業名： ☐ その他（内容を具体的に記載） ※上記に記載した関わりのある都道府県、市区町村等の名称、担当部署名、連絡先								
【①に該当がない場合のみ、記載してください】 ②直接、食品等の寄附を受けている食品廃棄物等多量発生事業者（*）の内容 * 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 9 条第 1 項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者。食品廃棄物等の前年度の発生量が 100 トン以上の食品関連事業者になります。	直接、寄附を受けている食品廃棄物等多量発生事業者名と、主な食品の名称等（例：レトルト食品、米、野菜、肉類など）を記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">食品廃棄物等多量発生事業者名</th> <th style="width: 50%;">寄附を受けている主な食品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	食品廃棄物等多量発生事業者名	寄附を受けている主な食品						
食品廃棄物等多量発生事業者名	寄附を受けている主な食品								

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) 団体の体制 が分かるもの	定款又は登記事項証明書	ただし、下記に法人番号を記載した場合は、定款又は登記事項証明書の提出は不要です。
		法人番号：
(2) 活動の状況 が分かるもの	①前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類	可能な範囲で品目を詳細に分けた前年度の取扱実績の総量が分かる書類（一覧表等）としてください。
	②前年度の提供先団体とそれぞれの提供数量が分かる書類	前年度における提供先団体とそれぞれの団体に提供した数量が分かる書類（一覧表等）としてください。
(3) 誓約書	様式2号－別紙4－1－②	内容をよくご確認いただき、提出してください。なお、署名は不要です。
	（別添）フードバンクの食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。

（注）必要に応じて、追加の添付資料の提出を求める場合があります。

「様式 2 号－別紙 4－1－①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食事食材提供団体における食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. 食事食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用し、他の用途には使用しないこと
2. 当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米の品質等に問題がないかを確認し、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省に連絡すること
3. 別添の自己申告書の内容に相違ないこと
4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 に基づく調査を行う場合若しくは同要領第 11 の 1 に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第 11 の 2 に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

(別添)

食事食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チェック ☒
1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) 地域のボランティアがこどもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体 (b) こどものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭に直接、食材を提供する取組を行う団体	☐
2. 食事食材提供団体で政府備蓄米を調理し、提供できる。(弁当を配付する場合を含む。)又は、食材配付を行うことができる。	☐
3. 参加したこども等にごはん食の重要性などについて伝える食育の取組を行うことができる。	☐
4. 食事食材提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。	☐
5. 政府備蓄米について、食事食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	☐
6. 政府備蓄米について、これを貸付け又は転売若しくは転売を目的とする者への譲渡を行わない。	☐
7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	☐
8. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	☐
9. 食事食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	☐
※過去に政府備蓄米の無償交付を受けており、まだ使用が終わっていないが、第7の1の(5)の規定により新たな交付申請を行う場合にチェックすること。	☐
10. 使用を終えていない政府備蓄米については、おおむね2か月以内に全量の使用を終えることができる。	

「様式 2 号－別紙 4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(フードバンクにおける食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. フードバンクにおいて使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用し、他の用途には使用しないこと
2. 当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米の品質等に問題がないかを確認し、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省に連絡すること
3. 別添の自己申告書の内容に相違ないこと
4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 に基づく調査を行う場合若しくは同要領第 11 の 1 に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第 11 の 2 に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

(別添)

フードバンクの食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チェック ☒
1. 直接提供団体に米穀を含む食品を提供する団体であり、未利用食品の寄附を受け、直接提供団体に食品等を提供する取組を第7の1の規定による交付申請の日から過去1年以上継続して実施している。	☐
2. 「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品等の取扱い又はこれに準じた食品等の取扱いを行っている。	☐
3. 食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としない直接提供団体に政府備蓄米を提供することができる。	☐
4. 直接提供団体に政府備蓄米を提供する際に、その提供に当たって食育の取組に資する情報提供に努めること及び食育の取組の実施状況が分かる資料、写真等を5年間保管することを求めることができる。	☐
5. 事務の適切な管理体制及び処理能力を有する直接提供団体に政府備蓄米を提供することができる。	☐
6. 政府備蓄米について、食育用以外の用途に使用しない。	☐
7. 政府備蓄米について、これを貸付け又は転売若しくは転売を目的とする者への譲渡を行わない。	☐
8. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	☐
9. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	☐
10. フードバンクの運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	☐
※過去に政府備蓄米の無償交付を受けており、まだ使用が終わっていないが、第7の1の(13)で準用する同(5)の規定により新たな交付申請を行う場合にチェックすること。	☐
11. 使用を終えていない政府備蓄米については、おおむね2か月以内に全量の使用を終えることができる。	

「様式 2 号－別紙 5」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 1）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記 1 に記載の学校等については、当該年度における米飯給食実施回数を前年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

また、下記 2 に記載の学校等については、前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が前回の交付年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

記

1 学校等名

2 学校等名

「様式 2 号－別紙 6」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 2）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記に記載の学校等については、調理実習等学習教材用にあつては米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、又は、試食会用にあつては米飯給食を推進する目的に使用し、交付申請数量が使用する数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 2 号－別紙 7」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 3）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の有償交付申請に当たって、下記に記載の学校については、交付年度の前年度に、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 4 の 1 の(1)に基づき、政府備蓄米の無償交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）

「様式3号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿

又は

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇市（区町村）長 殿

〇〇国立大学法人の長 殿

〇〇学校法人等の長 殿

食事食材提供団体の長 殿

フードバンクの長 殿

（食事食材提供団体又はフードバンクの申請団体番号：〇〇〇〇）

農林水産省農産局長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書
（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より申請のあった件については、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の2の(3)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 引渡しを行う者（受託事業体）

2 交付決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数 量 (kg 又はトン)	備考

3 引渡しの方法（在姿・運送）

（注）引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。

4 交付の条件 要領の定めるところに従い学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおけるそれぞれの用途に使用すること。

「様式 4 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事食材提供団体の長
フードバンクの長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（無償交付・有償交付）

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）により交付数量等の決定通知を受けましたが、下記のとおり変更（辞退）したいので申請します。

記

- 1 変更（辞退）の理由
- 2 交付数量
（変更前と変更後の学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおけるそれぞれの用途交付数量を記述する。）

「様式 5 号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
食事食材提供団体の長 殿
フードバンクの長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付変更
（辞退）承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より変更（辞退）申請のあった件については、
内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるので、下記のとおりこれ
を承認します。

記

1 変更後の交付決定数量等

	年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg 又はトン)	備考
変更前							
変更後							

2 変更後の条件

3 その他

「様式 6 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 5 の (1) に基づき、要領第 7 の 2 の (3) の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続き等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（有償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量（kg）	備考

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

（注） 倉庫業者等引渡し及び売買契約に必要な事項を指示する。

なお、売買契約書の様式は任意のものとし、売買契約に必要な約定は別紙内容を含むものとする。

(別紙)

受託事業体と交付決定者との間で締結する政府備蓄米の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体(以下「甲」という。)が交付決定者(以下「乙」という。)に
売り渡す政府備蓄米の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

一 種類 ○○○○

二 用途 (学校給食用又は保育所給食用。)

三 数量 ○○○○k g

四 単価 ○○○○円/トン

五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府備蓄米を、前条第1項第2号の用途に使用しなければならない。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第3条 甲が引き渡した政府備蓄米について、当該米穀を引き渡した後学校給食用(保育所給食)に使用する前に隠れた契約の内容に適合しない現品が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)の同意を得て、契約の内容に適合しない政府備蓄米と同等の政府備蓄米を乙に引き渡すことができる。この場合、乙は、契約の内容に適合しない政府備蓄米を甲に返還する。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府備蓄米の売買契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長の同意を得て、政府備蓄米の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。

二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除し、又は、契約が解除された場合、当該契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府備蓄米を甲に返還する。

(違約金)

第5条 乙は、第2条の規定に違反したことが明らかになったときは、違反に係る政府備蓄米を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府備蓄米であって乙が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙が締結した他の政府備蓄米の売買契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約を解除した場合、本契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府備蓄米を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府備蓄米については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府備蓄米

の引渡しが遅延又は不能となった場合

二 売買契約の全部又は一部を解除した場合

三 引き渡した政府備蓄米に契約の内容に適合しない場合であって、契約の内容に適合しない発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 10 条 乙は、政府備蓄米の受払及び加工状況について、甲が別途定める様式の台帳を整備する。

(調査、報告)

第 11 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の加工先との委託契約その他の加工委託等の関係が明らかになる書類を甲に提出する。

「様式 7 - 1 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付引渡
決定通知書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食
料局長通知）第 8 の 1 の(1)（第 8 の 2 の(5)）に基づき、無償交付（有償交付）に係
る政府備蓄米の引渡しを下記のとおり、決定する。

記

1 交付決定者

2 引渡決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量（kg 又はトン）	備考

3 引渡日 ○○年○○月○○日

4 引渡しの方法（在姿・運送）

（注） 倉庫業者等引渡しに必要な事項を指示する。

5 引渡場所

「様式 7 - 2 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米引渡申出書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 2 の (1) の規定に基づき、下記のとおり、有償交付に係る政府備蓄米の引渡しを申し出ます。

記

1 引渡申出数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

2 引渡希望日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 引渡場所

（注）交付決定書に記載した倉庫業者等を記入する。

「様式 7 - 3 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

受託事業体

学校等における政府備蓄米交付引渡申請書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 2 の (2) の規定に基づき、下記のとおり、有償交付に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 交付決定者

2 引渡申請数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

3 引渡日 ○○年○○月○○日

4 引渡場所

（注）交付決定者が提出する引渡申出書に記載された倉庫業者等を記入する。

「様式 8 - 1」号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
（無償交付学校等給食用）

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた下記 1 に記載の学校等については、別紙のとおり当該年度における米飯給食実施回数が前年度より増加した（又は増加しなかった）こと、交付申請数量が増加させた米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であった（又は以下でなかった）ことを報告します。

また、下記 2 に記載の学校等については、別紙のとおり前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が、前回の交付年度より増加した（又は増加しなかった）ことを報告します。

さらに、下記 3 に記載の学校等については、別紙のとおり交付米穀の全量を学校等給食用に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

（別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量等を記載した資料を添付する。）

記

1 学校等名

2 学校等名

3 学校等名

（1，2 と同じ場合は、1，2 と同じと記載する。）

「様式 8－2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
（無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用）

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた学校等が、別紙のとおり交付米穀の全量を調理実習等学習教材用及び試食会用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

（別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量、使用用途等を記載した資料を添付する。）

「様式 8 - 3 号 - ①」

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事食材提供団体の長

食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事食材提供団体における食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 （別添）月別使用報告書
- 2 食育に取り組んでいることが分かる写真を 1 点以上
- 3 開催案内（チラシ、SNS 等の案内に用いたものを 1 点以上）

（注）添付資料の 2 及び 3 については、本要領第 7 の 1 の (5) に基づき政府備蓄米の使用を終える前に提出する場合、添付する必要はありません（添付資料の 1 は添付必須）。ただし、使用が完了して提出する際には、必ず全ての添付資料を添付してください。

(別添)

月別使用報告書(食事食材提供団体)

団体名 _____ 交付数量 精米 _____ kg 令和 年 月 日交付決定

	合計 ※必ず 記載	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加したこども等の人数 (人) (延べ人数)													
提供回数 (回)													
政府備蓄米使用数量 (kg)													
今回交付を受けた政府備蓄米 のうち、未使用数量 (kg)													

- (注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の交付数量 (kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。
- (注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(6)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、() を付して活動する地域名等を記載してください。
- (注3) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は5年間保存してください。
- (注4) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、既に提供を終えている分のほか、おおむね2か月以内に使用する人数、回数及び数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「(見込)」と追記してください(例：8月(見込))。

「様式 8－3 号－②」

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

フードバンクの長

フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けたフードバンクにおける政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量をフードバンクにおける食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 （別添）月別使用報告書及び提供団体一覧表

(別添)

月別使用報告書(フードバンク)

団体名 _____ 交付数量 精米 _____ トン 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日交付決定

	合計 ※必ず 記載	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供した団体の数（延べ数）													
政府備蓄米提供数量（トン）													
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量（トン）													

- (注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の交付数量、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。
- (注2) 政府備蓄米提供数量は、政府備蓄米のみの数量を記載してください（フードバンクで自ら調達し、提供した数量は含まないでください。）。
- (注3) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は5年間保存してください。
- (注4) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、既に配付を終えている分のほか、おおむね2か月以内に使用する団体の数及び数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「（見込）」と追記してください（例：8月（見込））。

提供団体一覧表

下表に政府備蓄米を提供した団体の情報を記載してください。

[illegible]

(注1) 提供した数量は、政府備蓄米のみの数量を記載してください（フードバンクで自ら調達し、提供した数量は含まないでください。）。

(注2) 提供団体一覧表は、必要な項目が含まれていれば、本様式ではなく団体で作成した様式での提出でも差し支えありません。

(注3) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、提供団体一覧表には既に提供を終えている分について記載してください。

「様式 8 - 4 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書（有償交付用）

令和〇〇年度において学校等給食用米粉パン等用として有償交付を受けた下記に記載の学校等が、交付米穀の全量を学校等給食用米粉パン等に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 8 - 5 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事食材提供団体の長
フードバンクの長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米未使用
報告書（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合
食料局長通知）第 13 の 1 の規定に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受
けた政府備蓄米の交付について、下記のとおり使用しなかったことを報告します。

記

学校等名、食事食材提供団体名、フードバンク名（ ）

※食事食材提供団体においては、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体
の名称を記入するとともに、（ ）内に活動する地域名等を記載してください。

- 1 実施計画が実施できなくなった理由
- 2 全交付数量
- 3 未使用交付数量
- 4 未使用交付米穀の使用計画

「様式 8 - 6 号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿

又は

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇市（区町村）長 殿

〇〇国立大学法人の長 殿

〇〇学校法人等の長 殿

食事食材提供団体の長 殿

フードバンクの長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米未使用等
許諾承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より未使用等報告のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるのでこれを承認し、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 7 の 1 の規定に基づく交付申請の内容のとおり実施したものとみなします。

また、未使用交付米穀の使用についても、適正な使用と見込まれるので、当該米穀の返納は要しないものとします。

別紙 1

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請に係る確認基準

1 確認の方法

確認項目ごとに、農産局長及び地方農政局長等が行う。

2 確認項目

(1) 無償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②用途及び申請数量の根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ④食事食材提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑤フードバンクごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑥政府備蓄米の交付を受けた学校等、食事食材提供団体又はフードバンクから、農産局長に使用報告書の提出がなされていること（食事食材提供団体及びフードバンクにあっては、交付された政府備蓄米の使用報告を行っている旨（当該政府備蓄米の使用を終えていない場合は、使用予定報告を提出し自己申告書においておおむね2か月以内に使用を終えることができる旨）を申し出ていること）

(2) 有償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②申請数量の根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること

(3) 変更又は辞退の申請

- ①変更又は辞退の事情が真にやむを得ないものであること
- ②変更又は辞退の数量根拠が妥当であること

3 農産局長への提出

本要領に基づき提出する。

別紙 2

政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて

- 1 農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認等調査以外には使用しません。
- 2 農林水産省は、1 の事務等を遂行するため、市区町村、受託事業体等に必要な最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。
- 3 農林水産省は、第 14 及び第 11 の 2 の規定に基づき農林水産省に代わり当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託する、又は請け負わせるため、当該第三者機関に必要な最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。